

満が時に及びて異朝に臣と稱する事は日本の恥なりとの其後また明の神宗の時豊臣秀吉を以て、日本國王に封せられしを、我もとより日本國王たり、異朝の封を受べきにあらずとて、其使をおし返さる。此時に東照宮をも、右都督に拜せられて、冠服迄をもつかはされき、秀吉の其封爵をしりぞけ給ひし事は、誠に日本の面おこしと申すべし、

〔臥雲日件録〕文安五年八月十九日、第一檢校來留而宿焉。○中 予又問鹿苑院殿。○足利 於此移宅之事。曰。○中 懺法堂東有紫宸殿、今爲南禪院者、是也。紫宸殿東有公卿間、又謂之天上間、今爲建仁方丈者是也。

寵

寵ハ、邦語ニメグム、ウツクシムナド云ヘリ、父母ノ其子女ヲ寵愛シ、君主ノ其臣妾ヲ嬖幸スルガ如キヲ謂フナリ、而シテ父母ノ其子女ヲ寵愛スル事ノ如キハ、既ニ慈篇ニ載セタレバ、宜シク就キテ看ルベシ、

名稱

〔類聚名義抄〕七、寵寵寵、及ハレ反、ウツクシフ

〔伊呂波字類抄〕知、寵辱、寵愛、寵幸

〔下學集〕下、寵愛、寵辱

〔書言字考〕節用集、九、言辭、乘寵、指南、挿、勢用、事、寵遇、約會、寵愛也、恩、寵幸、寵愛

寵例

〔日本書紀〕三、神武、戊午年十有二月、天皇素聞饒速日命、是自天降者、而今果立忠効、則褒而寵之、二年二月乙巳、天皇定功行賞、賜道臣宅地、居于築坂邑、以寵異之、

〔日本書紀〕七、景行、十二年十二月丁酉、議討熊襲、○中 天皇則通市乾鹿文而陽寵之、○下

〔日本書紀〕七、成務、三年正月己卯、以武内宿禰爲大臣也、初天皇與武内宿禰同日生之、故有異寵焉、